

電気工事士免状の書換え申請について

第一種又は第二種電気工事士免状（旧電気工事士免状を含む。）をお持ちの方で、婚姻等により氏名が変わった場合は、下記により書換えの申請をしてください。

1. 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部及び支部）
（本部）千葉市中央区道場南1丁目9番15号 電話：043-224-6086
ホームページアドレス <http://www.chidenko.jp/>
- (2) 申請方法 申請書類を持参の上、窓口で申請してください。
※郵送による申請は受付いたしておりません。

2. 申請できる方

千葉県知事から免状の交付を受けた方

※免状の書換えは、現住所に関係なく、免状を交付した都道府県知事が行います。

よって、他の都道府県知事が交付した免状の書換え手続きについては、交付した都道府県の電気工事士免状担当課へご確認ください。

3. 申請書類

- (1) 電気工事士免状書換え申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 2,000円
※収入証紙は、県庁、地域振興事務所、市町村役場等で販売しています。
- (3) 戸籍抄本1通 6ヶ月以内に発行され、氏名変更の内容が記載されたもの。
※戸籍抄本につきましては、変更の経緯を確認するため除籍抄本や、改製原戸籍が追加で必要になることがあります。
- (4) 電気工事士免状

4. その他の注意事項

住所の変更については、書換え申請は不要です。

※ご本人が免状の訂正を行ってください。

様式第 5

電気工事士免状 書換え 申請書		×整理番号			
免状の種類	第一種 ・ 第二種		×受理年月日		
平成 年 月 日					
千葉県知事 様					
郵便番号			—		
			連絡先電話番号		—
申請者住所					
フリガナ					
申請者氏名				生年月日	昭和・平成 年 月 日生
電気工事士法施行令第5条の規定により（第一種・第二種）電気工事士免状の書換えを受けたいので、申請します。					
免状の交付番号	千葉県 第 号				
免状の交付年月日	昭和・平成 年 月 日				
書換え事項	新				
	旧				

手数料貼付欄
(千葉県収入証紙)

手数料貼付欄
(千葉県収入証紙)

注意

- 1 書換えの事項を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。